

漁業育成就労協議会 2号構成員の責務と指導体制

漁業分野において育成就労を実施するにあたって、漁業育成就労協議会組織運営要領（令和8年4月10日漁業育成就労協議会決定第1号、以下「運営要領」という。）第3条第1項第2号で規定する構成員（以下「2号構成員」という。）の責務及び漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領（令和8年4月10日漁業育成就労協議会決定第2号）第1条第4項第2号に基づく必要な指導及び助言を行うための体制について、次のように定める。

（2号構成員の責務）

第1条 2号構成員は、直接又は間接に自らに属する育成就労実施者（運営要領で定める1号構成員及び1号副構成員をいう。以下「1号構成員等」という。）が行う監理型育成就労において、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護が図られるよう、1号構成員等に対し以下の指導及び助言を行うものとする。

- 一 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護
- 二 制度への理解促進に向けた情報の周知・助言、行動規範の遵守の指導
- 三 育成就労の不適正行為に関する報告の徴収及び事実関係の確認
- 四 不適正行為の是正及び再発防止
- 五 その他

2 監理型育成就労の実施にあたっては、1号構成員等を監理する監理支援機関（運営要領第3条第1項第4号で定める4号構成員をいう。以下「4号構成員」という。）に対し、育成就労が円滑に行われるよう、相互に協力を行うものとする。

3 2号構成員は、育成就労外国人の円滑な受入れの実現に向けた行動規範（令和8年5月28日漁業育成就労協議会決定第3号）の趣旨を理解したうえで、4号構成員等を通じて自らに属する1号構成員等に対し周知するとともに、遵守するよう指導する。

（指導体制の整備）

第2条 2号構成員は、別紙の外国人育成就労制度の適正な運用の確保に関するモデル規則を参考に、4号構成員の監理の下で実施される監理型育成就労の実情に応じ、前条に規定する責務に係る事務を適切に行うための体制を確保するものとする。

2 2号構成員は、直接又は間接に属する傘下1号構成員に、前項に掲げる体制整備・事務を行うために要する費用を請求することができる。

（一般社団法人大日本水産会による支援）

第3条 一般社団法人大日本水産会は、2号構成員が第1条に規定する責務を果たせるよう、2号構成員からの相談に適切に応じ、必要な指導及び助言をしなければならない。

(別 紙)

外国人育成就労制度の適正な運用の確保に関するモデル規則

(団体名) は、漁業育成就労協議会 2 号構成員の責務と指導体制（令和 8 年 8 月 26 日漁業育成就労協議会決定第 6 号）第 2 条の規定に基づき、2 号構成員としての責務を的確に遂行するため、監理型育成就労の適正な運用について、次のように定める。

(目的)

第 1 条 本規則は、(団体名) の会員（組合員）又は会員に所属する育成就労実施者「以下、会員（組合員）という」が実施する監理型育成就労について、育成就労を通じて特定技能 1 号水準の技能を有する人材を育成するとともに、漁業分野における人材を確保するという制度の趣旨に則った適正な実施及び育成就労外国人の保護を確保することを目的とする。

(指導体制の確立)

第 2 条 (団体名) は、〇〇部〇〇課に担当者を置き、次に掲げる事務を行う。

- 一 育成就労計画の認定に係る進達等の実施
- 二 育成就労に関する情報の収集及び育成就労の関係者への周知
- 三 会員（組合員）に対する、育成就労に関する相談窓口の設置及び運営
- 四 監理支援機関を通じた育成就労に関する指導の実施
- 五 育成就労の関係者との連絡調整
- 六 その他育成就労の適正な運用に関すること

2 (団体名) は、会員（組合員）に、前項に掲げる事務を行うために要する費用を請求することができる。

(制度への理解促進)

第 3 条 (団体名) は、育成就労制度を所管する法務省及び厚生労働省又は外国人育成就労機構が公表する情報を、必要に応じ、会員（組合員）（その役員及び職員を含む。以下同じ。）に周知する。

2 (団体名) は、水産庁、漁業育成就労協議会、育成就労評価試験の実施者（又は上位団体）から通知その他の指導を受けたときは、会員（組合員）に速やかに周知する。

3 (団体名) は、育成就労に関する会員（組合員）からの相談に対し、育成就労制度の趣旨に沿った適切な助言を行う。

(説明会の開催)

第4条 （団体名）及び会員（組合員）は、相互に協力し、育成就労制度の趣旨に沿った正しい理解を得るための説明会を開催する。この場合において、（団体名）は、漁業育成就労協議会の協力を求めることができる。

- 2 （団体名）及び会員（組合員）は、育成就労制度を初めて活用しようとする者に対しては、前項の説明会への参加を義務付けるとともに、説明会への参加の機会を確保する。
- 3 （団体名）及び会員（組合員）は、育成就労制度の更なる理解の促進が必要と認める場合、説明会への参加その他必要な指導を行う。

（報告の徴収）

第5条 （団体名）は、会員（組合員）が次に掲げる行為を行っているおそれがあるときは、育成就労を適正に実施していないものとして、当該者から速やかに報告を徴収する。

- 一 育成就労、出入国又は労働に関する法令の規定に関する違反、不当又は不正な行為
- 二 漁業における育成就労への信用又は品位を貶める行為
- 三 その他社会通念上適正と認められない行為

- 2 （団体名）は、報告の徴収に当たり、必要に応じ、関係資料の提出を受け又は現地調査を実施し、会員（組合員）による育成就労が適正に行われていたかという観点を含め、可能な限り客観的に事実関係を確認する。
- 3 （団体名）は会員（組合員）に対し、第1項及び第2項で規定する報告の徴収や事実関係の確認を行うに当たり誠実に対応するよう指導する。
- 4 （団体名）は監理支援機関に対し、第1項及び第2項に規定するところにより（団体名）が行う報告の徴収に協力することを確保する。
- 5 （団体名）は会員（組合員）に対し、監理支援機関が第1項に掲げる行為を行っているおそれがあるときは、（団体名）にその旨速やかに報告するよう指導する。
- 6 （団体名）は、会員（組合員）又は監理支援機関から第1項に掲げる行為の報告を徴収したときは、（上位団体を経由して、）水産庁、一般社団法人大日本水産会に随時報告し、関係資料を共有する。

（不適正行為の是正）

第6条 （団体名）は、前条の規定により報告を徴収した結果、会員（組合員）又は監理支援機関が育成就労を適正に実施していないと認めるときは、育成就労制度上の指導又は処分の有無にかかわらず、それぞれの事案に応じた効果的な再発防止策及び信頼回復に向けた対応を講じる。

- 2 （団体名）は、次に掲げる者に対し本規則に規定する事務を提供せず、（上位団体を経由して、）漁業育成就労協議会に、その旨を申し出る。
 - 一 本規則に基づく事務に要する費用の請求に応じない者
 - 二 育成就労制度に関する正しい理解が得られない者

- 三 報告を怠り、又は虚偽の報告をした者
- 四 関係資料を提出せず、又は虚偽の記載をした関係書類を提出した者
- 五 現地調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六 再発防止に関する指導に応じない者
- 七 不適正行為の是正が見込まれない者
- 八 その他報告の徴収又は不適正行為の是正に関し不誠実な対応をした者

3 前項の場合において、育成就労の実施を中止することとなった会員（組合員）は、希望する育成就労外国人に引き続き育成就労を行う機会を与えるため、外国人育成就労機構への育成就労先変更に関する相談等の必要な措置を講じなければならない。